

## 会議概要

審議会等の名称	令和7年度 第2回湖西市国民健康保険運営協議会
担当部課名	市民安全部 保険年金課
会議の開催日時	令和7年12月11日(木) 13時30分から15時00分
会議の開催場所	湖西市役所 2階 市長公室
出席者	湖西市国民健康保険運営協議会委員 8名、事務局3名
傍聴者	2名
議題	【協議事項】 ① 湖西市国民健康保険税の税率改定について ② 湖西市国民健康保険事業基金の取り崩しについて
配布資料等	資料1 湖西市国民健康保険税の税率改定について 資料2 湖西市国民健康保険事業基金の取り崩しについて その他資料1 委員名簿・席次表

発言者	概要
【協議事項①】	事務局により資料に基づき説明を行った。 委員からの主な質疑、意見及び事務局からの回答は以下のとおりである。 ※委員からの事前質問なし
委員	モデルケース2について、年金世帯は軽減判定されているが、所得金額でどの程度の方が、5割軽減となるのか。
事務局	世帯人数、世帯構成により異なる。
委員	現役世代で所得200万円という設定は、現在の給与水準で考えると非現実的ではないか。現状の収入ベース、平均値などに当てはめて試算した方が、より現実的になるのではないか。
事務局	比較の観点から、昨年度の協議会と同様のモデルケースを紹介した。来年度以降、検討していきたい。
委員	所得割率について、標準保険料率である0.27%で試算をしなかったのか。
事務局	0.27%で試算したところ、応能応益割合のバランスが崩れたため、今回の所得割率については0.25%、0.26%で提案した。
委員	今回の改正は、子ども・子育て分のみで、他の区分については今年度と

	同率、同額という認識でよいか。
事務局	お見込みのとおりである。
委員	A 案はより標準保険料率に近い数値であるが、B 案の方が、より安定した収入になるのではないか。
事務局	委員のおっしゃるとおり、A 案は、標準保険料率により近いというメリットが挙げられる。また、少額ではあるが、低所得者への負担減というメリットもある。 近隣市町に確認したところ、どの市町も所得割率が 0.26 から 0.27、均等割額が 1,700 円から 1,800 円で検討している市町が多かった。
委員	近隣市町と足並みを揃えたいという事務局の考えについて了承した。
会長	モデルケースにもう少し幅を持たせた方が、分かりやすくなるのではないか。収入別にいくつかのパターンで示してもらいたい。可能であれば、第 3 回協議会の資料に同封してもらいたい。
事務局	承知した。
会長	では、改定案の方向性についてどちらかの案が適当であるか、皆様のご意見を確認して、答申案に反映させるため、多数決で決定したい。
委員	(異議なし)
会長	「A案」に賛成の方は、挙手をお願いします。 挙手 6 名。 「B案」に賛成の方は、挙手をお願いします。 挙手 1 名。 多数決の結果、A案に 6 名、B案に 1 名となり、改定案の方向性は、A案に決定し、こちらを答申案に反映する。
【協議事項②】	事務局により資料に基づき説明を行った。 委員からの主な質疑、意見及び事務局からの回答は以下のとおり。
事務局	事前質問として、県の基金保有額と充当額の具体的な金額についての質問があったため、追加資料を掲載した。
委員	多額の基金の取り崩しが必要になったのは、単純に医療費の増加が要因なのか。
事務局	お見込みのとおりである。大きな要因は医療費の増加である。
委員	令和 9 年度以降は税率を上げる可能性があるという認識でよいか。
事務局	お見込みのとおりである。令和 8 年度の不足分については、基金の取り崩しで対応する。
委員	基金の取り崩し額が最大 1 億 5,000 万円とのことだが、1 億 5,000 万円取り崩した場合、残額はいくらか。
事務局	現時点の保有額が約 4 億 7,000 万円であり、1 億 5,000 万を取り崩し

	た場合の残額は、約3億 2,000 万となる。
委員	了承した。
委員	これは全国的な事象なのか。
事務局	静岡県内の取り扱いである。これまでは、納付金の一部について県基金から 1 人当たり 1 万 2,000 円が充当されていたが、来年度以降、この充当がなくなった場合、納付金は大幅な増額となる。
委員	さきほどの、国からの補填額が減るという話についてはどうか。
事務局	国からの補填額の変更は全国一律で影響を受ける。
委員	湖西市は、健康な方が多く、医療費も他市町より低いと聞いている。医療費が高い市町と同様に請求されるのか。
事務局	昨年度までは、医療費水準に基づき納付金算定を行っていたが、令和 7 年度から徐々にその仕組みが縮小され、令和 12 年度に統一される予定である。
委員	事務局の方策自体に反対はしないが、根本的な見直しの必要性を感じる。湖西市民(被保険者)の生活が少しでも苦しくならないような対策を講じていく必要がある。
事務局	前回の運営協議会の方でも説明したとおり、医療費適正化に関する取り組みについて、県に対してインセンティブの付与を要望しており、令和 10 年度から交付される予定となっている。
委員	税額は 1 人当たりどの程度増額となる見込みか。
事務局	まず、県基金充当分として 1 人当たり 1 万 2,000 円の増額となる。加えて納付金は年々増加傾向にあり、今年度は 1 人当たり約 6,000 円、前年度は約 1 万 3,000 円の増額であった。これらがさらに加算される見込みである。
委員	なぜ県に納付金を納める必要があるのか。
事務局	納付金を納めることにより、県内の医療費を県が一元的に賄う仕組みとなっており、県内で発生する医療費を県全体で負担している。
委員	理解したが、不公平感を感じる。 インセンティブについては、しっかりと要望してもらいたい。
会長	それでは、協議事項②について採決を行う。本内容に賛成の方は挙手をお願いする。 挙手全員につき承認する。 ただし、基金の取り崩し額が、1 億 5,000 万円を超えた場合の取り扱いについて確認したい。
事務局	取り崩し額が、1 億 5,000 万円を超えた場合は、会長と事務局で協議を行い、再議決の方法について委員へ連絡する。1 億 5,000 万円を超えなか

	った場合は、郵送にて金額を連絡する。
会 長	それでは、取り崩し額が1億5,000万円を超えた場合の議決の方法について、書面議決とするか、改めて対面で一集まり説明の上で議決するか、どちらがよいか。
委 員	書面決議を希望する。
会 長	了承した。